

# 議会運営委員会

令和7年12月2日(火)

## 【議案の追加送付について】

- 議案第125号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(別紙)
- 議案第126号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(別紙)
- 議案第127号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(別紙)
- 議案第128号 葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(別紙)
- 議案第129号 葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例(別紙)
- 議案第129号 葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(別紙)
- 議案第129号 葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(別紙)

## 1 第4回定例会の会議運営について

### 第1日 12月3日(水)

- (1) 開会・開議 午前10時
- (2) 署名議員指名 4番 菅野勇人議員  
5番 鈴木信行議員  
39番 大高拓議員
- (3) 庶務報告 欠席者の報告  
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の実施について  
専決処分報告書  
例月出納検査報告書(10月末日現在)
- (4) 区長発言
- (5) 会期について 令和7年12月3日(水)～12月17日(水)15日間
- (6) 区政一般質問(別紙) 順序  
自民党:伊藤議員／公明党:小山議員／  
区民連:鈴木(た)議員／共産党:中江議員／  
か立憲:土田議員／みらい:沼田議員／  
無所属:岩見議員／無所属:広田議員／  
持ち時間  
自民党:45分／公明党:40分／区民連:30分／  
共産党:30分／か立憲:25分／みらい:25分／

無所属: 20分

(7) 散 会

第2日 12月4日(木)

- (1) 開 議 午前10時
- (2) 署名議員指名 4番 菅 野 勇 人 議員  
5番 鈴 木 信 行 議員  
39番 大 高 拓 議員
- (3) 庶務報告 欠席者の報告
- (4) 区政一般質問(別紙) 順 序 自民党:竹 本 議員/公明党:岩 田 議員/  
共産党:片 岡 議員
- (5) 議案27件一括上程 提案者説明～委員会付託  
[特別区人事委員会の意見聴取]  
議案第125号、議案第126号、議案第127号
- (6) 議員提出議案 1件 提案者説明～採決(別紙)(梅沢議長除斥)  
上程

本会議休憩

{

総務委員会開催	議案第125号・127号・128号・129号・130号・131号	(第1・第2委員会室)
文教委員会開催	議案第126号	(第3委員会室)
議会運営委員会開催	本会議再開後の会議運営について	(第1・第2委員会室)

}

本会議再開

【追加日程】

- 議案 7件一括上程 委員長報告～採決
- (7) 請願 1件 委員会付託(別紙)
- (8) 散 会

## 2 そ の 他

- (1) 陳情について（別紙）

(2) 意見書等について（別紙） 最終調整 12月11日（木）

(3) 委員会開催日程について（別紙）

## 【次回日程】

12月16日(火) 議会運営委員会理事会 午後1時／ 議会運営委員会 午後2時

## 令和7年第4回葛飾区議会定例会追加付議事件名

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 4 葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

## 令和7年第4回葛飾区議会定例会追加付議事件の概要

条 例 案 7 件  
計 7 件

### 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### (1) 改正理由

特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給料表を改定するほか、所要の改正をするもの

#### (2) 概要

ア 給料表を改定すること。

イ 令和7年度以降の医師等に係る初任給調整手当の上限額を次のとおり改めること。

315,200円→326,900円 (+11,700円)

ウ 令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の月数とすること。

##### (ア) 一般職員

a 期末手当 1.25月→1.275月 (+0.025月)

b 勤勉手当 1.175月→1.2月 (+0.025月)

##### (イ) 管理職員

a 期末手当 1.075月→1.1月 (+0.025月)

b 勤勉手当 1.35月→1.375月 (+0.025月)

エ 令和8年度以降の期末手当の支給月数を次の月数とすること。

##### (ア) 一般職員

a 6月期 1.25月→1.2625月 (+0.0125月)

b 12月期 1.275月→1.2625月 (△0.0125月)

##### (イ) 管理職員

a 6月期 1.075月→1.0875月 (+0.0125月)

b 12月期 1.1月→1.0875月 (△0.0125月)

オ 令和8年度以降の勤勉手当の支給月数を次の月数とすること。

##### (ア) 一般職員

a 6月期 1.175月→1.1875月 (+0.0125月)

b 12月期 1.2月→1.1875月 (△0.0125月)

##### (イ) 管理職員

a 6月期 1.35月→1.3625月 (+0.0125月)

b 12月期 1.375月→1.3625月 (△0.0125月)

#### (3) 施行日

公布の日 (2エ及びオは、令和8年4月1日)

ただし、2ア及びイは令和7年4月1日から適用し、2ウは令和7年12月1日から適用する。

### 2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給料表を改定するほか、所要の改正をするもの

(2) 概要

ア 紙料表を改定すること。

イ 令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の月数とすること。

(ア) 一般職員

a 期末手当 1.25月→1.275月 (+0.025月)

b 勤勉手当 1.175月→1.2月 (+0.025月)

(イ) 管理職員

a 期末手当 1.075月→1.1月 (+0.025月)

b 勤勉手当 1.35月→1.375月 (+0.025月)

ウ 令和8年度以降の期末手当の支給月数を次の月数とすること。

(ア) 一般職員

a 6月期 1.25月→1.2625月 (+0.0125月)

b 12月期 1.275月→1.2625月 (△0.0125月)

(イ) 管理職員

a 6月期 1.075月→1.0875月 (+0.0125月)

b 12月期 1.1月→1.0875月 (△0.0125月)

エ 令和8年度以降の勤勉手当の支給月数を次の月数とすること。

(ア) 一般職員

a 6月期 1.175月→1.1875月 (+0.0125月)

b 12月期 1.2月→1.1875月 (△0.0125月)

(イ) 管理職員

a 6月期 1.35月→1.3625月 (+0.0125月)

b 12月期 1.375月→1.3625月 (△0.0125月)

(3) 施行日

公布の日 (2ウ及びエは、令和8年4月1日)

ただし、2アは令和7年4月1日から適用し、2イは令和7年12月1日から適用する。

3 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改めるもの

(2) 概要

ア 令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の月数とすること。

期末手当 1.25月→1.275月 (+0.025月)

勤勉手当 1.175月→1.2月 (+0.025月)

イ 令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の月数とすること。

(ア) 期末手当

a 6月期 1.25月→1.2625月 (+0.0125月)

b 12月期 1.275月→1.2625月 (△0.0125月)

(イ) 期末手当

a 6月期 1.175月→1.1875月 (+0.0125月)

b 12月期 1.2月→1.1875月 (△0.0125月)

(3) 施行日

公布の日 (2イは、令和8年4月1日)

ただし、2アは、令和7年12月1日から適用する。

4 葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

区議会議員の議員報酬の月額及び期末手当の支給月数を改めるもの

(2) 概要

ア 区議会議員の議員報酬の月額を次のように改めること。

(ア) 議長 92万9,000円→96万1,000円 (+32,000円)

(イ) 副議長 78万円→80万7,000円 (+27,000円)

(ウ) 委員長 66万6,000円→68万9,000円 (+23,000円)

(エ) 副委員長 64万6,000円→66万8,000円 (+22,000円)

(オ) 議員 62万6,000円→64万7,000円 (+21,000円)

イ 令和8年度以降の期末手当の支給月数を次の月数とすること。

(ア) 6月期 1.96月→1.98月 (+0.02月)

(イ) 12月期 1.96月→1.98月 (+0.02月)

(3) 施行日

公布の日 (令和7年12月1日から適用)

5 葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

区長及び副区長の給料の月額及び期末手当の支給月数を改めるもの

(2) 概要

ア 区長及び副区長の給料の月額を次のように改めること。

(ア) 区長 1,135,000円→1,174,000円 (+39,000円)

(イ) 副区長 926,000円→957,000円 (+31,000円)

イ 令和8年度以降の期末手当の支給月数を次の月数とすること。

(ア) 6月期 1.96月→1.98月 (+0.02月)

(イ) 12月期 1.96月→1.98月 (+0.02月)

(3) 施行日

公布の日 (令和7年12月1日から適用)

6 葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び概要

教育長の給料の月額を次のように改めるもの

81万6,000円→84万4,000円 (+28,000円)

(2) 施行日

公布の日（令和7年12月1日から適用）

7 葛飾区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（1） 改正理由及び概要

常勤の監査委員の給料の月額を次のように改めるもの

66万9,000円→69万2,000円（+23,000円）

（2） 施行日

公布の日（令和7年12月1日から適用）

## 区政一般質問

1 25番 伊藤 よしのり 議員

- (1) 今後の区長の区政運営について
- (2) 戸籍住民課窓口について
- (3) 観光・文化のまちづくりについて
- (4) 金町街づくりと都市計画道路補助第138号線整備について
- (5) 小松南小学校改築について

2 33番 小山 たつや 議員

- (1) 今後4年間の区政運営と物価高騰対策について
- (2) 認知症施策について
- (3) シルバーパスについて
- (4) 火葬場について
- (5) 教育について

3 14番 鈴木 たつし 議員

- (1) 宿泊施設に関する現状と課題、今後の対応方針について
- (2) 学童保育の運営改善と安全確保・負担軽減に向けた取組について
- (3) 停電時の避難所運営体制と実践的訓練の強化について
- (4) がん検診の受診率向上に向けた現状分析と受診勧奨策について

4 31番 中江 秀夫 議員

- (1) 11月9日投票で行われた区長選挙の結果について
- (2) 今後の区政運営について

5 21番 土 田 あきら 議員

- (1) 区民相談体制の充実について
- (2) 一人一人の学びを支える学校支援体制の強化について
- (3) 高砂地区のまちづくりについて

6 19番 沼 田 たか子 議員

- (1) 子どもの権利保障について
- (2) 不登校支援について

7 2番 岩 見 なつよ 議員

- (1) 区政運営や政策決定過程の透明性強化（区政の見える化）の現状について
- (2) 葛飾のDX戦略（スマートかつしか）について

8 16番 広 田 さくら 議員

- (1) 不登校児童を抱える保護者への支援について
- (2) 学童保育の充実について
- (3) 文化施設の区民サービス向上について
- (4) 屋外体育施設の環境改善について
- (5) 介護と仕事の両立支援について
- (6) 小学校のトイレの改修工事について

9 11番 竹本 としあき 議員

- (1) 地域公共交通計画の推進について
- (2) スタジアム構想の実現に向けた東新小岩運動場敷地活用について
- (3) 旧森永乳業工場跡地の物流施設について
- (4) 障害者支援体制について

10 27番 岩田 よしかず 議員

- (1) 本区における今後の検診体制の強化について

- (2) デフリンピック東京大会について
- (3) 自転車の青切符制度について
- (4) 東新小岩運動場におけるスタジアム構想について
- (5) 地域のまちづくりについて

11 7番 片 岡 ちとせ 議員

- (1) 本区の公共交通施策について
- (2) 葛飾区地域公共交通計画等について

# 議員提出議案賛否結果表

令和7年第4回定例会

議案番号	議案名	発案者	会派名												提案者	提案理由説明者	備考
			自民	公明	区民	共産	立憲	みらい	無所属	無所属	無所属	無所属	無所属	無所属			
第16号	東京都後期高齢者医療広域連合議會議員補欠選挙における候補者の推薦について	議会運営委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会運営委員会		

議員提出議案第16号

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙における候補者の推薦について  
上記の議案を提出する。

令和7年12月4日

提出者	10番	かくお 誠一	12番	大森 ゆきこ
	22番	うてな 英明	24番	筒井 たかひさ
	25番	伊藤 よしのり	27番	岩田 よしかず
	31番	中江 秀夫	34番	清水 こういち
	40番	かわごえ 誠一		

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合規約に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙における候補者を推薦する必要があるので、本案を提出いたします。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙における候補者の推薦について  
東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）第8条第1項の規定に基づく東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙における候補者として、下記の者を推薦する。

記

葛飾区議会議員 梅沢 とよかず

# 請　願　受　理　件　名　表

令和 7 年第 4 回定例会

番号	受理番号	件　名	委員会名
1	7 請願第 22 号	学校外水泳授業の見直しを求める請願	文教委員会

## 陳 情 収 受 一 覧 表

令和7年第4回定例会

番号	内 容	送付委員会
1	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情	
2	国に対し、「従来の健康保険証の発行を復活しマイナ保険証との併存・両立を求める」意見書を提出することを要請する陳情書	
3	葛飾区内の小・中学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情	
4	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情	
5	放課後等デイサービス「ウィズ・ユー柴又駅前」における児童の安全確保および行政監督体制の改善を求める陳情	

# 意見書等件名表

令和7年第4回定例会

No.	件名	発案者等	備考
1	固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書	自民党	
2	巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書	公明党	
3	重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書	公明党	
4	最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復を求める意見書	共産党	
5	企業・団体献金の全面禁止を求める意見書	共産党	

## 固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書（案）

小規模事業者を取り巻く環境は、長期間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、事業規模の大小、業種・業態を問わず、売り上げの激減、収益の悪化に見舞われており、極めて深刻な状況にある。また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は、消費税のインボイス制度の施行に伴う課税の強化や事務負担の増加等、さらに厳しい経営を強いられ、家族や従業員等の生活基盤は圧迫され続けている現状にある。

こうした状況において東京都は、次の軽減措置を講じてきた。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着している「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置」が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記の事項について取り組むことを強く求めるものである。

### 記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を令和8年度以降も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を令和8年度以降も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を令和8年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず

東京都知事 あて

## 巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される東海・南海トラフ地震や首都直下地震、さらには富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体・地域住民・民間団体・ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、本区議会は、政府に対し、国民の命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、次の事項について速やかに対応されるよう強く求めるものである。

### 記

- 1 東海・南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災地への人員・物資・情報支援が円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。
- 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉・インフラ維持などの分野での協働体制を平時から確実に整備・確認すること。
- 3 新設される防災庁においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず

内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）、総務大臣 あて

## 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書（案）

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定のもと、地方自治体の取組を後押ししている。

直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する「実行プログラム」としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。

よって、本区議会は、政府に対し、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求めるものである。

### 記

- 1 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
- 2 補正予算を早期に成立させ、重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 あて

最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復を求める  
意見書（案）

2013年から2015年にかけて、生活保護基準のうち生活費の部分にあたる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられた（以下「本件引下げ」という）。本件引下げについて、本区をはじめ全国29都道府県で最大時1,027名の原告が取消しを求めて提訴したところ、2025年6月27日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の閲脱またはその濫用があり、憲法第25条の生存権に違反すると認定し、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す原告勝訴判決を言い渡した。

本来法治国家として国は、司法が下した判断に従い、速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずである。ところが、国は最高裁判決から5ヶ月が経過しているにも関わらず、未だ同訴訟の原告をはじめとする生活保護受給者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復の措置をとらず、違法状態を放置している。

生活保護受給者の多くは高齢者や障害・傷病者であって、数百万人に生活保護受給者のうちには、10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第25条）と個人の尊厳（憲法第13条）を侵害され続けている状態にある人もいる。最大時1,027名の原告のうち、すでに2割を超える232名が亡くなっている。このことからも、最高裁判決に基づくすべての生活保護受給者の被害回復を、一刻も早く行うことが切実に求められている。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴い、これら諸制度の対象者への悪影響も生じている。同影響の調査及び被害の回復を行うべきである。

よって、本区議会は、国及び政府に対し、最高裁判決に従い被害の回復と、こうした違法行為が二度と繰り返されることがないよう、以下の措置を直ちに講じることを強く求めるものである。

記

- 1 原告や保護費の引下げの影響を受けた全ての生活保護受給者に対して国は、真摯に謝罪すること。
- 2 被害回復を引き延ばすのではなく、未払いの差額の保護費を全額遡及支給するなど被害回復を早急に行うこと。
- 3 その他影響を受けた2013年当時から現在までの生活保護受給者に対する違法な行政処分の速やかな被害回復を進めること。
- 4 生活保護制度と連動する諸制度（就学援助など47の制度）への影響についても実態を調査し、被害回復を図る方針を直ちに表明すること。
- 5 違法とされた保護基準の設定に至る経過について原告、弁護団、当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 あて

## 企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）

30年前、「政治改革」論議の中で「企業・団体献金禁止」と引き換えにという名目で「政党交付金」が導入された。それにもかかわらず、今日まで「企業・団体献金」は禁止に至らず、政党助成金との「二重取り」といわれる事態が続いている。政治資金パーティーの名で、脱法的に企業・団体献金を長期にわたって集め、政治資金収支報告書に記載しないなど、裏金をつくっていたという疑いが取り沙汰されている。物価高から暮らしを守るために苦労している国民の裏金疑惑への怒りが頂点に達している。

これまで、「政治とカネ」にまつわる事件は、公職選挙法・政治資金規正法違反で国会議員の辞職や大臣辞任などが繰り返されてきている。裏金疑惑の発端となった企業・団体献金には本質的に賄賂性があると考えられ、金で政治をゆがめる最大の原因となっている。

「政治とカネ」の問題を解決する上で、企業・団体献金の全面禁止は必須で、今や多くの政党がこの方向で基本的に一致している。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、企業・団体献金の全面禁止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官 あて

# 令和7年第4回葛飾区議会定例会委員会開催日程

月	日	曜	時 刻	委 員 会 名	会 場
12月	3日	水	午前 10時	本 会 議	議 場
	4日	木	午前 10時	本 会 議	議 場
	5日	金	午後 1時	保 健 福 祉 委 員 会	第1・2・3
	6日	土			
	7日	日			
	8日	月	午後 1時	建 設 環 境 委 員 会	第1・2・3
	9日	火	午後 1時	文 教 委 員 会	第1・2・3
	10日	水	午後 1時	總 務 委 員 会	第1・2・3
	11日	木	午後 1時	新序舎整備・現序舎跡地活用特別委員会	第1・2・3
	12日	金	午後 1時	危 機 管 理 対 策 特 別 委 員 会	第1・2・3
	13日	土			
	14日	日			
	15日	月	午後 1時	地 域 交 通 政 策 推 進 特 別 委 員 会	第1・2・3
	16日	火	午後 1時	議 会 運 営 委 員 会 理 事 会	第1・2・3
			午後 2時	議 会 運 営 委 員 会	第1・2・3
	17日	水	午後 1時	本 会 議	議 場